# 農住組合に関する土地改良法施行規則の適用に関する省令 （昭和五十六年農林水産省令第二十五号）

農住組合が農住組合法第七条第二項第五号に掲げる事業を土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業として行う場合には、当該農住組合を同法第九十五条第一項の規定により土地改良事業を行う農業協同組合とみなして、土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）の規定を適用する。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。